中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議

去る11月23日、中国政府は、「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防御的緊急措置」をとる旨発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上空を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に対して、一方的に軍の定めた手続に従うことを強制的に義務付け、これに従わない場合、軍による対応措置を講じるとしたことは国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものである。

このことは、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であり、民間航空の秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空が「中国の領空」であるかのような表示をしており、このような緊張を高めるやり方は問題の解決に逆行するものである。

よって、墨田区議会は、国民の生命・財産を断固として守り抜くため、公海上空に おける飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を、中国側が即時撤回することを 強く求めるものである。

以上、決議する。

平成25年12月 日

墨田区議会